

住まいと暮らし

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

ごみ

■ごみを出すには

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

家庭から出るごみを市の収集に出す場合には、きちんと分別して、決められた「家庭用分別指定袋」へ入れて、決められた収集日（午前8時30分まで）に所定の場所へ出してください。「家庭用分別指定袋」は田辺市ごみ分別指定袋取扱店シールの表示があるスーパー等で取り扱っていますので、購入してください。

ごみを出す日は地域ごとに決められていますので、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
※「ごみ収集カレンダー」（収集対象地区別に作成しています。）は、毎年3月に自治会などを通じて各家庭に配布しています。

また、本庁舎玄関案内係や市民総合センター、行政局、連絡所、田辺市ごみ処理場、水道事業所などでもお渡ししています。

ごみの種類	袋の色	ごみの出し方の注意事項
◇燃えるごみ 台所の生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くずなど	赤	◇生ごみは「水切り」を十分にしてください。 ◇新聞（広告）、雑誌・雑紙、段ボールはできるだけ資源ごみ集団回収や市内に設置している古紙ステーションに出してください。
◇資源ごみ 空缶・空びん、鉄、フライパン、鍋、アルミ容器、照明器具、携帯電話、パソコン、アイロン、換気扇、こんろ、炊飯器、ステレオ、扇風機、電気あんか、電気・石油ストーブ、電気ポット、電子レンジ、デジタルカメラ、トースター、ドライヤー、ビデオデッキ、ビデオカメラなど	青	◇スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切ってから、穴を開けないで出してください。 ◇アルミ缶、スチール缶、無色（透明）びん、茶色びん、その他の色びんは、できるだけ市内に設置している拠点回収ボックスに出してください。 ◇個人情報等を消去した上で出してください。特に、携帯電話やパソコン等に含まれる個人情報は必ず自己責任で消去してください。 ◇照明器具に付属している電球は取り除き、紙などにくるんで埋立てごみで出してください。 ◇電池は取り除き、埋立てごみの日に透明なビニール袋に入れて出してください。（埋立てごみ専用袋へ一緒に入れてください。） ◇石油ストーブ等に入っている灯油は抜き取って出してください。
◇プラスチックごみ ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、ビニール袋、スポンジ、テーブルクロスなど	緑	◇容器は、食品や内容物を拭き取るなどして、きれいにしてください。 ◇ペットボトルはできるだけ資源類拠点回収（スーパーや公共施設）へ出してください。 ◇プラスチックごみは、レジ袋などに小分けしてごみを入れず、直接プラスチックごみ専用袋に入れてください。
◇埋立てごみ 電球、せともの、靴、傘など	紫	◇乾電池や体温計は、別に透明なビニール袋に入れて埋立てごみの収集日に出してください。埋立てごみ専用袋と一緒に入れないでください。

※ごみの分別について詳しくは、各ご家庭に配布している「ごみ分別辞書」をご覧ください。（本庁舎玄関案内係や市民総合センター、行政局、連絡所、田辺市ごみ処理場、水道事業所でもお渡ししています。）

※資源類拠点回収場所については、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください、リサイクル活動にご協力ください。

■市の収集に出せないごみ

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

家庭から出る次のようなごみは、市の収集に出すことができません。各自、処理をしていただくことになります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

種類	地域	内容
◇指定袋に入らない粗大ごみ等 たんす、机、ベッドなど ※（有料）	本庁管内（旧田辺市）	田辺市ごみ処理場（元町）まで、自分で搬入してください。
	龍神行政局管内	◇龍神行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	中辺路行政局管内、大塔行政局管内	◇各行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇燃えるごみについては、各行政局で手数料等の手続を済ませてから、上大中クリーンセンター（上富田町）まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	本宮行政局管内	◇本宮行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
◇処理困難物 消火器、タイヤ（ホイールあり・なし）、バッテリー、スプリング、マットレス、椅子型マッサージ機、オルガン、ピアノなど ※ごみ分別指定袋で出されても収集しません。	本庁管内（旧田辺市）	田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	龍神行政局管内	◇龍神行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	中辺路行政局管内	◇中辺路行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで自分で搬入してください。
	大塔行政局管内	◇大塔行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで自分で搬入してください。
◇取扱いできないごみ 単車、ガスボンベ、農業・劇薬、劇物、産業廃棄物など	本宮行政局管内	◇本宮行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
		購入先などに引取りの相談をお願いします。
◇家電リサイクル法の対象品目 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機		購入したお店又は買い替え時のお店に相談いただくか、廃棄物処理課までお問い合わせください。

※粗大ごみや処理困難物を自己搬入できない方（運搬手段がない等）のために、直接自宅までお伺いする特別収集を行っています（有料）。制限あり。

※田辺市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集依頼することもできます。

※特別収集及び田辺市一般廃棄物収集運搬許可業者につきましては「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

水道

■水道についてのお問合せ

田辺市にある水道は、地域によって水道事業の形態が異なります。給水人口が5,001人以上の地域を対象とする「上水道事業」により給水を行っている地域は旧田辺市だけにあり、給水人口が101人以上5,000人以下の地域を対象とする「簡易水道事業」により給水を行っている地域は、旧田辺市及び旧町村の地域にあります。

また、山間地域では、給水人口が100人以内の「飲料水供給施設」や「簡易給水施設」によって給水が行われ、地元の方々が管理組合等を設けて管理・運営にあたっています。

次のとおり、水道事業の形態によって、それぞれ取扱い窓口や問合せ先が異なります。

区分	取扱い窓口・問合せ先
上水道事業について	◇水道部：業務課 料金係（☎7ページ参照） ※夜間・休日（☎0739-24-7920）
簡易水道事業について	◇水道部：業務課 料金係（☎7ページ参照） ※夜間・休日（☎0739-24-7920） ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係（☎7ページ参照）
飲料水供給施設・簡易給水施設の施設改修について	◇森林局：山村林業課 林業土木係（☎6ページ参照） ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係（☎7ページ参照）
飲料水供給施設・簡易給水施設の利用等について	地元の方々が設けている管理組合に直接お問い合わせください。 なお、連絡先が不明の場合は、森林局又は行政局までお問い合わせください。

■各種手続（上水道事業・簡易水道事業）

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】

上水道事業のときは

◇水道部：業務課 料金係 ※夜間・休日（☎0739-24-7920）

簡易水道事業のときは

◇水道部：業務課 料金係 ※夜間・休日（☎0739-24-7920）

◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

上水道事業・簡易水道事業で、次のようなときには、届出や連絡をしてください。

こんなとき	手続の方法
水道を使い始めるとき（開栓）	印鑑をお持ちの上、水道部又は行政局へ届け出てください。
使用者が変わるとき	
引っ越すとき（閉栓）	閉栓日・精算方法・転居予定先住所等を連絡してください。 (電話等でも受付をしますが、夜間・休日は受付できません。)
水道が故障したとき	◇蛇口、宅内配管等からの水漏れ 田辺市指定給水装置工事事業者（市指定業者）へご連絡ください。 ※水道部では、修繕作業は行いません。 ◇敷地内での水漏れ…水漏れの箇所により、市が修繕する場合と所有者の負担による修繕となる場合があります。水漏れがあった場合でも、水道使用料はご使用者様のご負担になりますので、定期的に水漏れがないかご確認をお願いします。確認方法は、全ての蛇口を閉めた状態で水道メーターのパイロットマーク（直径約5mmの銀色の円盤）を確認してください。回っていたら漏水の可能性があります。埋設管から漏水した場合等、減額措置対象となる場合がありますので、水道部へお問い合わせください。 【水漏れの箇所が、第一止水栓からご家庭側】 田辺市指定給水装置工事事業者（市指定業者）へご連絡ください。（所有者の維持管理範囲のため、所有者の負担による修繕となります。）ただし、メーターボックス内の水漏れの場合は、水道部又は行政局へご連絡ください。（市の負担となる場合があります。） 【水漏れの箇所が、配水管から第一止水栓まで】 水道部又は行政局へご連絡ください。（市の維持管理範囲のため、市が修繕します。） ◇道路での水漏れ 水道部又は行政局へご連絡ください。

■水道料金のお支払（上水道事業・簡易水道事業）

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】

上水道事業のときは

◇水道部：業務課 料金係

簡易水道事業のときは

◇水道部：業務課 料金係

◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

◇水道料金のお支払い方法は、納付書支払いと口座振替があります。

納付書	納入通知書に記載されている金融機関、コンビニエンスストア、水道事業所、各行政局住民福祉課の窓口でのお支払いをお願いします。 ※バーコードが印刷されていない納付書はコンビニエンスストアでは取扱できません。 ※水道事業所、各行政局住民福祉課では夜間、休日の取扱ができません。
口座振替	下記の取扱金融機関の預貯金口座から自動振替をすることができます。 自動振替をご希望の場合は、各金融機関等の窓口、もしくは水道事業所（郵便局・ゆうちょ銀行を除く）で手続をお願いします。 【取扱金融機関】 紀陽銀行、三菱東京UFJ銀行、第三銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、紀南農業協同組合、紀州農業協同組合、みくまの農業協同組合、和歌山県信用漁業協同組合、郵便局・ゆうちょ銀行

水道料金は、上水道事業、簡易水道事業ともに、水道メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に応じた従量料金の合計金額で、2か月を1期として請求します。

口径区分	基本料金 (2か月分)	従量料金					
		20㎡以下	21～40㎡	41～60㎡	61～80㎡	81～140㎡	141㎡以上
13mm	2,376円	基本料金に 含む	97.2円/㎡	129.6円/㎡	162円/㎡	216円/㎡	237.6円/㎡
20mm	3,456円						
25mm	4,752円						
30mm	5,400円	129.6円/㎡	162円/㎡				
40mm	9,936円						
50mm	15,768円						
75mm	36,720円						
100mm	62,640円						

※金額には、それぞれ消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

◇水道料金計算例 口径13mmで2か月に63㎡ご使用になった場合

【基本料金】口径13mm（上の表より） 2,376円

【従量料金】①21㎡～40㎡……20㎡×97.2円＝1,944円

②41㎡～60㎡……20㎡×129.6円＝2,592円 ①～③の計

③61㎡～63㎡……3㎡×162円＝486円 5,022円

【計算方法】基本料金2,376円＋従量料金5,022円＝7,398円（1円未満端数切捨て） 請求金額 7,398円

■水道の工事をするとき

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】

上水道事業のときは

◇水道部：工務課 給水係 ※夜間・休日（☎0739-24-7920）

簡易水道事業のときは

◇水道部：工務課 給水係 ※夜間・休日（☎0739-24-7920）

◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

水道（上水道、簡易水道）の新設・修理・撤去などの際には、給水装置等を自分で工事したり、資格のない人に工事をしてもらうことはできません。必ず、田辺市指定給水装置工事事業者（市指定業者）に依頼してください。市指定業者の連絡先等、詳しくは水道部又は行政局までお問い合わせください。

市営住宅

【取扱い窓口・問合せ先 ☎6・7ページ参照】
◇庁舎別館：管理課 市営住宅係 ◇行政局：産業建設課 農林土木係

住宅に困窮している方のために、田辺市では、市営住宅を設置・管理しています。市営住宅に入居するためには、市で定める入居基準を満たすことが必要です。空き家が生じたときには、広報紙「広報田辺」などを通じて、入居の募集を行います。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

し尿・浄化槽

■浄化槽

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】
◇本庁舎：環境課 生活排水係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置で、定期的な維持管理が必要です。浄化槽法により保守点検、清掃、法定検査が管理者に義務付けられていますので、保守点検業者、田辺市の許可を受けた浄化槽清掃業者、県知事指定の検査機関に依頼の上、実施してください。

区分	内容
浄化槽の設置	住宅等に浄化槽を新しく設置する場合には、補助金制度があります。詳しくは、環境課 生活排水係までお問い合わせください。
浄化槽の維持管理	◇保守点検 毎年、決められた回数を行わなければなりません。(浄化槽法第10条) ◇清掃 年1回以上行わなければなりません。(同第10条) ◇法定検査 使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に1回、その後、年1回行わなければなりません。(同第7条・第11条)
浄化槽設置後の届出・報告	次の場合は、市町村への届出又は報告が必要です。 ◇浄化槽を3か月以上にわたり休止しようとする場合…浄化槽休止届 ◇浄化槽の使用を廃止したとき…浄化槽使用廃止届出書 ◇技術管理者に変更があったとき…技術管理者変更報告書 ◇浄化槽管理者に変更があったとき…浄化槽管理者変更報告書 ※平成22年4月から提出先が県の保健所から市町村に変わっています。

■し尿のくみ取り・浄化槽の清掃

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】
◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

し尿のくみ取りと浄化槽の清掃は、田辺市の許可を受けた業者が行います。詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

地域	問合せ先
本庁管内	田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係
龍神行政局管内、中辺路行政局管内、大塔行政局管内、本宮行政局管内	行政局：住民福祉課 保健福祉係

斎場・墓地

■斎場の利用

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】
◇本庁舎：環境課 環境対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

市民の方ならどなたでも、田辺市斎場をご利用いただけます。また、合併前に利用することができた斎場（火葬場）についても、引き続き利用することができます。利用できる斎場とその対象地域、料金については下記のとおりです。

対象地域	利用できる斎場	料金
田辺市全域	田辺市斎場	◇田辺市の住民 大人12歳以上…1万円 小人12歳未満…5000円 死胎・死肢等…5000円 ◇田辺市の住民以外 大人12歳以上…5万円 小人12歳未満…2万5000円 死胎・死肢等…2万5000円
龍神行政局管内	みなべ町斎場	大人12歳以上…1万円 小人12歳未満…5000円 死胎・死肢等…5000円 改葬骨…1万円
中辺路・大塔行政局管内	白浜町斎場	大人12歳以上…2万円 小人12歳未満…1万円 死胎・死肢等…5000円 ※田辺市斎場との使用料差額の補助制度があります。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。
本宮行政局管内	清浄苑	大人12歳以上…3万円 小人12歳未満…2万円 死胎・改葬骨…1万円 死肢・汚物等…5000円 ※田辺市斎場との使用料差額の補助制度があります。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

■墓地の移転

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】
◇本庁舎：環境課 環境対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

墓地に埋葬されている遺骨や遺体を他の墓地や納骨堂に移す場合、改葬許可証が必要です。詳しくは、窓口までお問合せください。

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙